

# 小林祐梨子選手の実業団登録申請に関する スポーツ仲裁の件について

2008年1月25日

日本実業団陸上競技連合  
理事長兼会長代行 友永義治

## 第1 スポーツ仲裁機構の調停手続の概要

### 1 当事者

申立人 小林祐梨子選手

被申立人 日本実業団陸上競技連合及び東日本実業団陸上競技連盟

### 2 事実経過

小林選手は、須磨学園高校在学中から、中距離種目の選手として活動し、2007年3月に同高校卒業後、同年4月、株式会社豊田自動織機に入社し、同社の国内留学制度を利用し、岡山大学に入学したとのことです。

本件は、小林選手が、同社に入社すると共に、当連合に対して申請した実業団選手登録申請につき、当連合が、日本実業団陸上競技連合登録規程(以下「登録規程」という。)の要件を満たさないとし、その登録を認めなかったものです。

そこで、小林選手から、当連合への選手登録を求めてスポーツ仲裁機構の調停を申し立てられましたが、2008年1月8日、調停不成立となりました。

## 第2 当連合の見解

### 1 小林選手が登録規程の要件を満たしていないこと

#### (1) 小林選手には「勤務」の実態がないこと

登録規程第2条は、登録者の要件として「登録者は、該事業所に4月1日現在の在籍にして、引き続き勤務の見込みのある者」と規程しています。小林選手には、かかる「勤務」の実態がありません。

理由は以下のとおりです。

生活の実情は岡山大学在学中の学生であり、同大学への入学は、同社入社前から決定していたものであり、大学通学を業務と解することは困難であること。同社の国内留学制度は、そもそも既に勤務している者がその実績を元に留学をする制度であり、当初から学生となることは予定されていないこと。

練習場所は同社の指導委託先である佐倉アスリート倶楽部のある千葉県から離れた兵庫県であり、高校時代の監督が引き続き指導をしている状況は、同社の指示・監督下にあるものとは言い難いこと。

学業及び陸上競技以外に同社の勤務実態が全くないこと。

以上の理由から、小林選手の生活実態は社会人というよりむしろ学生であり、同社において「勤務」していると評価することはできず、登録規程第2条の要件を満たしていないと判断しました。

なお、学生と企業社員との二重の身分を有する選手には、その実情が企業から経済的支援を受けているに過ぎない学生なのか、それとも企業社員なのか判断が困難な場合があります。今回の小林選手の場合には、小林選手や豊田自動織機監督からのご説明を伺い、実質的に判断させて頂いた次第です。

(2) 本件のような事案はそもそも登録規程上想定されていないこと

登録規程付則第6条は、「実業団に在籍する選手が進学する場合は、在籍チームの了解・退部証明書を得て進学しなければならない。」と規程しています。

この規程は、大学生(大学院生、夜間の学生を除く。以下同じ)としての地位を有している場合には、勤務の実態がないことが通常であることから、実業団に所属する選手が四年制大学に進学する場合には、在籍チームを退部することが当然の前提とされていることに基づく規程です。

したがって、大学に在籍しながら実業団に登録することは、規程上そもそも想定されていません。

2 小林選手のご主張に対して

(1) 実業団登録しないことによって出場困難になる大会は極めて少数であること

小林選手は、実業団の大会を多く経験することの重要性を主張しています。

しかしながら、実際に、中距離種目が含まれている競技会のうち、実業団に登録しなければ出場できない競技会は、当連合が主催するわずか4つの競技会です。

これに対し、実業団に登録していなくても出場できる大会には、日本陸上競技連盟主催の大会、後援・協力団体主催の大会、国際大会、国外大会等多数存在します。小林選手も、2007年度は、4つの国内大会及び2つの米国で行われた大会に出場しているようです。

2007年度に開催された中距離種目を含む重要な国内大会の中で、実業団登録なしに出場可能な大会は、少なくとも31大会が存在します。これらの大会に加え、各都道府県や地域が主催する競技会にも出場可能であるため、実業団に登録していない選手が、登録している選手より格段試合環境が劣るというわけではありません。

(2) 小林選手と同様のケースは確認されていないこと

小林選手は、学生でありながら実業団登録を認められたケースがある旨主張していますが、特別委員会の調査結果によれば、現に大学生の身分を有していながら実業団登録をしている選手は、過去も現在もいませんでした。

なお、4年生大学を卒業できなかったために、会社陸上部に所属しながら大学に通学して卒業した選手も数例見られましたが、いずれも卒業後に実業団登録申請がなされ、登録されたものです。このように、この取扱は、学生と社会人との区別の上に立って、実業団登録を行ってきたものです。

(3) 事前に実業団登録の可否につき何ら確認がなされていないこと

小林選手側は、登録申請前に東日本連盟に対し、大学生の身分を有しながら実業団登録することの可否を問い合わせ、登録可能である旨回答を得たと主張していません。

しかしながら、特別委員会の調査結果によれば、豊田自動織機が社名及び小林選手の名前を明らかにして問い合わせをした事実はありませんでした。実際は、豊田自動織機の指導委託先である佐倉アスリート倶楽部の小出義雄監督が、東日本陸上競技連盟の事務局長に対し、小林選手の岡山大学入学及び豊田自動織機との契約が決定した後である昨年2月に至って、一般的な会話として意見を求めたことがあるというにすぎないことが明らかとなりました。つまり、豊田自動織機から東日本連盟及び当連合が正式な問い合わせをうけたことは一度もなく、事前確認も行われておらず、東日本連盟及び当連合が見解を表明したこともありませんでした。

- 3 以上から、当連合といたしましては、小林選手につき、実業団登録申請を認めることはできないとの結論です。

小林選手及び豊田自動織機におかれましては、また、日頃から実業団陸上競技に暖かいご支援を頂いています多くの方々におかれましても、当連合の見解について、ご理解頂けますようお願い申し上げます。

### **第3 仲裁合意について**

なお、小林選手からは当連合に対し、本年1月8日、改めてスポーツ仲裁機構の仲裁合意を求めるとの要望を頂きました。

当連合は、スポーツにとって最も大事なことは、ルールを尊重することであると考えてきました。そのことがスポーツマンシップの基本であると考えます。

小林選手のご主張は、当連合が登録規程の法的解釈をゆがめている旨のご主張です。

当連合の見解について、小林選手のご理解を頂くことが困難であれば、迅速な紛争解決を目的とする仲裁手続より、むしろ法的解釈の明確化が期待できる司法のご判断を頂くことが望ましいと考えて、仲裁合意のお申し出についてはお断り申し上げます。

以 上